

福岡市男女共同参画推進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 本市の男女共同参画推進施策の総合的かつ効果的な実施を図るため、福岡市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 男女共同参画推進施策の総合的な企画及び推進
- (2) 男女共同参画推進施策についての関係部局間の相互連絡調整
- (3) その他目的達成に必要な事項

(組 織)

第3条 協議会は、別表1の委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を主宰する。
- 4 副会長は、市民局を所管する副市長をもって充てる。
- 5 会長に事故があるとき、又は、会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 協議会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、男女共同参画推進に関する施策について学識経験のある者に対し協議会の会議に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹 事 会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の円滑な運営を図るために必要な事項について調査協議する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事を置く。
- 4 幹事長は、市民局男女共同参画部長をもって充て、幹事は別表2に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 6 幹事長は幹事会を総理する。
- 7 幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、幹事のうちからあらかじめ幹事長が指名した者が、その職務を代理する。

(庶 務)

第6条 協議会の庶務は、市民局男女共同参画部男女共同参画課において行う。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

- | | |
|-----|-------------------------|
| 附 則 | この要綱は、昭和55年3月15日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、昭和62年5月9日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成元年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成3年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成5年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成6年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成7年1月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成7年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成8年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成9年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成10年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成11年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成12年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成13年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成14年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成15年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成15年7月24日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成16年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 |

附	則	この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
附	則	この要綱は、平成21年7月30日から施行する。
附	則	この要綱は、平成22年7月30日から施行する。
附	則	この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
附	則	この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
附	則	この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
附	則	この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
附	則	この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
附	則	この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
附	則	この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
附	則	この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
附	則	この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
附	則	この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
附	則	この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
附	則	この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

市長	東区長
副市長	博多区長
会計管理者	中央区長
総務企画局長	南区長
財政局長	城南区長
市民局長	早良区長
市民局理事（男女共同参画部所管）	西区長
こども未来局長	消防局長
福祉局長	水道事業管理者
保健医療局長	交通事業管理者
環境局長	教育長
経済観光文化局長	人事委員会事務局長
農林水産局長	監査事務局長
住宅都市みどり局長	議会事務局長
道路下水道局長	市長室長
港湾空港局長	選挙管理委員会事務局長
	農業委員会事務局長

別表 2

市長室広報戦略室長	住宅都市みどり局都市計画部長
総務企画局企画調整部長	住宅都市みどり局住宅部長
総務企画局国際部長	道路下水道局総務部長
総務企画局人事部長	港湾空港局総務部長
財政局財政部長	東区総務部長
市民局コミュニティ推進部長	博多区総務部長
市民局生活安全部長	中央区総務部長
市民局防災・危機管理部長	南区総務部長
市民局男女共同参画部長	城南区総務部長
市民局人権部長	早良区総務部長
こども未来局こども政策部長	西区総務部長
こども未来局こども健やか部長	消防局総務部長
こども未来局子育て支援部長	水道局総務部長
こども未来局こども総合相談センター所長	交通局総務部長
福祉局生活福祉部長	教育委員会総務部長
福祉局高齢社会部長	教育委員会職員部長
福祉局障がい者部長	教育委員会教育支援部長
保健医療局健康医療部長	教育委員会指導部長
環境局環境政策部長	教育委員会教育センター所長
経済観光文化局総務・中小企業部長	監査事務局次長
経済観光文化局創業推進部長	議会事務局次長
農林水産局総務農林部長	